

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日の登  
が休日は、  
かきと日  
にそ)

## 目次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(三件)  
保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

定期種畜検査の実施

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の変更計画の決定

土地改良事業の認可(六件)

土地収用法による土地の立入り

◇ 内水面漁場管理委告示 昭和五十四年度内水面共同漁業権増殖目標量

## 告 示

### 鳥取県告示第三百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
今井薬局	米子市上後藤五二番地二	昭和五十四年三月十四日
瀧田外科医院	米子市角盤町四丁目一四五番地一	昭和五十四年四月二日

### 鳥取県告示第三百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
市場 医院	境港市湊町一五二	昭和五十四年四月一日

鳥取県告示第三百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九号の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
マブチ歯科医院	鳥取市栄町六六〇一三	昭和五十四年三月二十三日

鳥取県告示第三百四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
太田 医院	米子市東町六〇	昭和五十四年四月十日
真壁 医院	米子市尾高町四六	"
石川内科医院	米子市立町四丁目一九四	昭和五十四年四月十一日
森安皮膚 泌尿器科医院	米子市中町五八一	"
門脇内科医院	倉吉市山根五八六	昭和五十四年四月十五日
辰見 医院	東伯郡北条町弓原四〇六	"
涌谷 医院	西伯郡日吉津村日吉津 四三八ノ六	昭和五十四年四月二日
米子高島屋 歯科診療所	米子市角盤町二丁目三〇	昭和五十四年四月十一日
有限会社 貝田哲雄薬局	境港市松ヶ枝町九	昭和五十四年四月十日
岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目二三七	昭和五十四年四月九日
瀧田外科医院	米子市角盤町四丁目一四五一	昭和五十四年四月二日
有限会社 徳吉薬局	鳥取市吉成八二三一四	"

鳥取県告示第三百四十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものと

みなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
日本歯科医院	米子市万能町九	昭和五十四年三月十五日
瀧田外科医院	米子市角盤町四丁目一四五一一	昭和五十四年四月二日
有限会社 徳吉薬局	鳥取市吉成八三一一四	〃
岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目二三七	昭和五十四年四月九日

鳥取県告示第三百四十九号

国民健康保険（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
日本歯科医院	米子市万能町九	全国	昭和五十四年三月十五日
市場 医院	境港市湊町一五二	〃	昭和五十四年四月一日
瀧田外科医院	米子市角盤町四丁目一四五一一	〃	昭和五十四年四月二日
有限会社 徳吉薬局	鳥取市吉成八三一一四	〃	〃
岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目二三七	〃	昭和五十四年四月九日

鳥取県告示第三百五十号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から昭和五十四年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検 査 期 日	検 査 場 所	家畜の種類
第一次 五月十八日 午前十時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	乳用牛、 肉用牛、 豚及び馬
第二次 五月二十一日 午前十時から		

五月十九日 午前十時から	五月二十二日 午前十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	"
五月十九日 午後一時から	五月二十二日 午後一時から	東伯郡赤碕町出上 鳥取種畜牧場	"
五月十九日 午後三時から	五月二十二日 午後三時から	東伯郡赤碕町松谷 鳥取県種畜場	"
五月二十日 午前十時から	五月二十三日 午前十時から	米子市吉岡 西部家畜市場	"
五月二十日 午後一時から	五月二十三日 午後一時から	西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場	"
五月二十一日 午前十時から	五月二十四日 午前十時から	日野郡日野町根雨 根雨家畜市場	"

鳥取県告示第三百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を昭和五十四年四月十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（五本松地区農地開発）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定によ

り、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年四月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場及び青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百五十三号

気高町から申請のあつた町営土地改良（沖村地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百五十四号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良(河内地区農道整備事業及びほ場整備事業を一体とした)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百五十五号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(倉坂地区農道整備事業及び農業用排水事業を一体とした)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百五十六号

江府町から申請のあつた町営土地改良(俣野地区農道整備)事業は、土

地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百五十七号

江府町から申請のあつた町営土地改良(杉谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百五十八号

江府町から申請のあつた町営土地改良(吉原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線米子連絡線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡溝口町大字福島及び大字福居、西伯郡西伯町大字八金、大字馬佐良、大字掛相、大字落合、大字法勝寺、大字阿賀、大字北方及び大字福成並びに米子市古市、新山、陰田町及び大谷町地内

昭和五十四年度内水面共同漁業権増殖目標量

免許番号	漁業権者	河川		魚		種 別								
		湖沼別	河川	あゆめ (キログラム)	にじます (千尾)	いわな (千尾)	うなぎ (平方メートル)	はえ (千粒)	こい (千尾)	ふな (千尾)	うなぎ (キログラム)	わかさぎ (千粒)	えび (平方メートル)	
内共第一号	千代川漁業協同組合	千代川	千代川	二、〇〇〇	一五	二〇	一、〇〇〇五、〇〇〇	一〇	一〇					
内共第二号	天神川漁業協同組合	天神川	天神川	八〇〇	一〇	四〇	六〇〇三、〇〇〇	五						

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十四年四月十三日から昭和五十五年四月十二日まで

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定に基づき、昭和五十四年度における内水面共同漁業権者に係る目標増殖量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月十三日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

内共第三号	内共第四号	内共第五号	内共第七号	内共第八号
日野川漁業協同組合	湖山池漁業協同組合	東郷湖漁業協同組合	船上山内水面 漁業協同組合	甲川漁業協同組合
日野川	湖山池	東郷湖	勝田川	甲川
二、〇〇〇				
一〇			一〇	一〇
三〇			一〇	一〇
八〇〇、四、〇〇〇				
一五	四〇	四〇		
	八〇	三〇		
	七〇二五、〇〇〇	七〇一〇、〇〇〇		
	一〇〇	一〇〇		

備考

- 一 こい種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする（千代川、天神川及び日野川に限る。）。
- 二 にじます種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする。